

《判例研究》

# 指示・警告上の欠陥と不作為的過失

—渋谷シエスパ事件—

稲垣 悠一

東京高等裁判所平成26年6月20日第8刑事部判決

(平成26年(う)第1419号, 業務上過失致死傷被告事件)

LEX/DB 文献番号25504314

[参照条文] 刑法211条1項前段

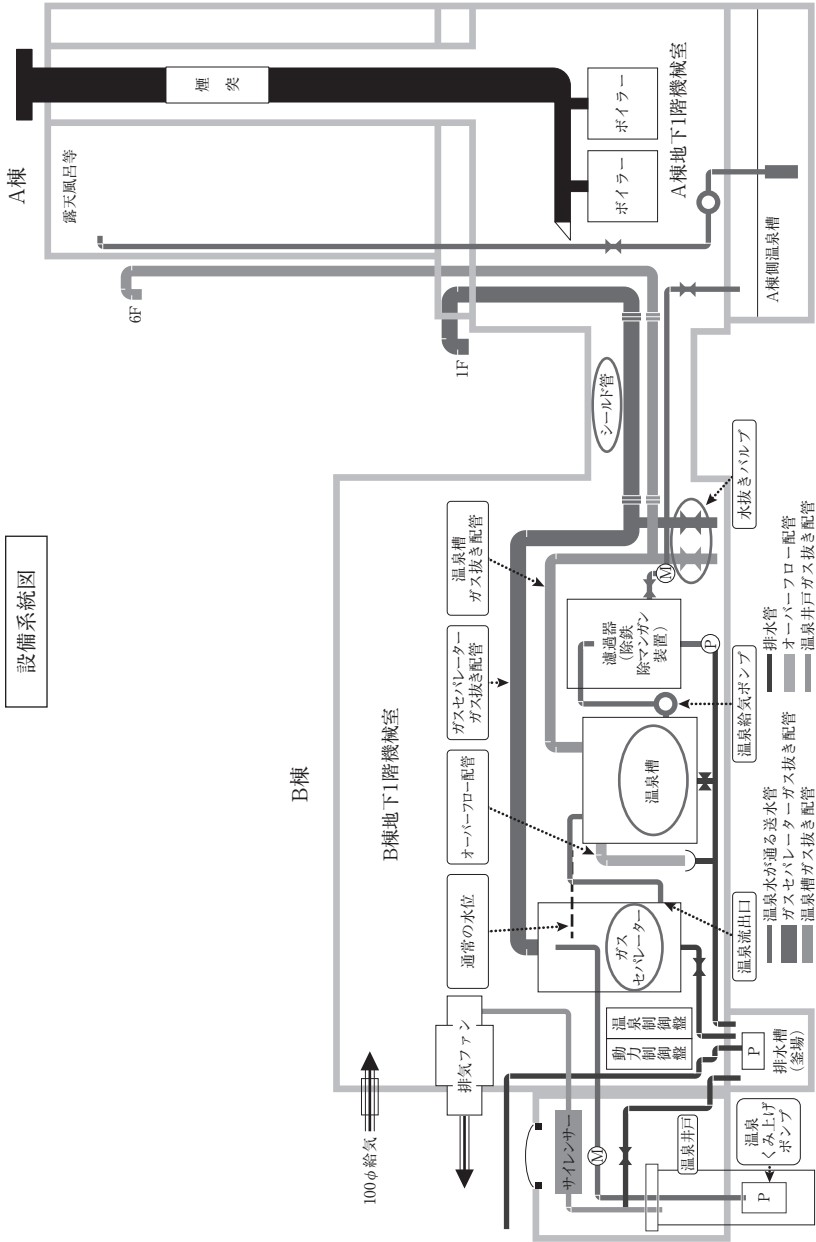
## 【事実の概要】

1 本件は、渋谷シエスパ・メタンガス爆発事件と呼ばれるものである。

東京都渋谷区内所在の女性専用温泉施設シエスパ（以下「本件施設」）は、大成建設株式会社（以下、「大成建設」）が株式会社ユニマット不動産（以下、「ユニマット」）から建設工事を請け負い、平成18年1月13日に完成させて引渡し、同月19日から営業が開始されていた（なお、本件施設の運営は後にユニマットの関連会社が引き継いだ。その管理は所有者であるユニマットが行っていた）が、平成19年6月19日午後2時27分頃、温泉一次処理施設のあった本件施設B棟の地下1階機械室（以下「B棟地下機械室」）で温泉水から分離されたメタンガスが同室内に漏出、滞留していたため、そのガスに引火して爆発し、B棟の地上部分はほぼ骨格部分だけを残して屋根や外壁、床、窓などがほとんど吹き飛び、その結果、1階にいた本件施設の従業員3名が死亡し、2名が重傷を負い、B棟付近道路にいた通行人1名が重傷を負った、という大規模なガス爆発の事案である。

被告人Aは、大成建設設計本部設備グループに所属し、本件施設の衛生・空調設備の設計担当者として前記温泉一次処理施設の設計を行った者であり、第1審相被告人Bは、ユニマットの取締役として、シエスパその他の同社が所有する不動産の保守管理全般を統括していた者であるが、本件事故について業務上過失致死傷罪により起訴された。

2(1) 本件施設は、客用の温泉施設等があるA棟と温泉一次処理施設等があるB棟の2棟の建物で構成され、A棟で使用する温泉水をB棟地下機械室に隣接する温泉ピットにある井戸口から汲み上げていたが、温泉水にメタンガスが溶存していたため、同室内にあるガスセパレーターで温泉水からメタンガスを分離させた後、同室内にある温泉槽で温泉水を一時貯留し、そこから温泉供給ポンプによりA棟地下1階機械室（以下「A棟地下機械室」）へ温泉水を供給するとともに、ガスセパレーターないし温泉槽内で分離・発生したメタンガスをガス抜き配管を通してA棟側から屋外へ放出する構造となっていた（ガスセパレーターに取り付けられていたガス抜き配管を「ガスセパレーターガス抜き配管」（以下、「ガスセパレーター配管」）、温泉槽に取り付けられていたガス抜き配管を「温泉槽ガス抜き配管」（以下、「温泉槽配管」といい、両者を合わせて「本件各配管」という）。そして、本件各配管は、ガスセパレーターおよび温泉槽の上部に接続されて立ち上がり、いずれもB棟地下機械室内の天井部付近を水平に走行した後、下方に向きを変え、一旦床面近くのシールド管のB棟側出入口の高さまで下がり、そこで屈曲して同管内を通り、同管のA棟側を出たところで上方に向きを変え（このような形態を「逆鳥居型」という）、最終的には、ガスセパレーター配管はA棟1階に、温泉槽配管はA棟6階に設けられた各排出口から屋外へ温泉ガスを排出する構造になっていた。本件各配管に流入する温泉ガスには、水蒸気が含まれていたため、内部で結露水が発生したが、本件各配管は逆鳥居型の構造になっていた上、シールド管内でA棟側に向けて若干上り勾配となっており、同管のB棟



側出入口付近が最も低くなっていて結露水がそこに溜まる構造になっていたところ、これを排出するために、同管のB棟側出入口付近に、本件各配管から分岐する形で縦に各水抜き配管が設けられ、それらには各水抜きバルブが取り付けられていた。ところが、本件施設の引渡時、各水抜きバルブは「常時閉」の状態になっていたため、結露水を排出するために適宜手作業でこれらを開けて水抜き作業をする必要があったのに、平成17年12月24日の温泉汲上げポンプの試運転による温泉汲上げの開始から本件爆発が起きた平成19年6月19日までの間、各水抜きバルブが開かれ結露水が排出されたことは一度もなかった。

(2) 本件ガス爆発の原因であるメタンガスの漏出・滞留、発火の機序について、第2審が是認する第1審は、次のように認定している。なお、以下の番号は、筆者が付したものである。すなわち、[1] 本件各配管が逆鳥居型の配管構造となっていたため、結露水が両配管内に滞留し、ガスセパレーター配管が閉塞するとともに、温泉槽配管が閉塞するか、その通気が著しく障害、[2] 行き場を失ったメタンガスが、過剰に流入した温泉水を温泉槽外側下部に排出するためのオーバーフロー配管の開放口からB棟地下機械室内に漏出、[3] B棟地下機械室の上方に設置された排気ファン（以下「B棟排気ファン」）も停止していたため、同室内にメタンガスが滞留し、温泉制御盤内で爆発下限界濃度に到達、[4] 同制御盤のマグネットスイッチが発した火花にメタンガスが引火して発生したというものである。

3 (1) 検察官は、被告人Aには、ユニマットに対し、「前記各バルブを開かずに結露水を排出しないまま温泉水の汲上げを継続した場合、メタンガス漏出の危険があるので、適宜、前記各バルブを開いて前記各配管から結露水を排出する必要があることを書面に明示するなどして確実に説明すべき業務上の注意義務」があるのにそれを怠ったと主張した。これに対し、第1審相被告人Bについて、検察官は、シエスパを運営するに当た

り、「前記各配管及び前記各水抜きバルブを含む前記機械室の設備内容を十分に把握した上、温泉水に溶存したメタンガスが同室内に漏出しないよう前記各配管等の適切な保守管理を実施するとともに、万一、メタンガスが同室内に漏出した場合でも直ちに事故発生防止策を講じられるよう、同室内にメタンガス検知器を設置するなどして施設の安全を維持すべき業務上の注意義務」があるのにそれを怠ったと主張した。

被告人Aは、前記機序のうち、ガスセパレーター配管が結露水により閉塞していたことは特に争わなかったが、温泉槽配管の閉塞の有無については争うとともに、被告人Aには検察官が主張するような注意義務はないなどと主張した。これに対し、第1審相被告人Bは、爆発の機序については争わなかったが、本件事故の予見可能性がない、大成建設側から水抜きバルブの設置状況等の説明を受けていなかったので水抜きバルブの保守管理義務はなかったなどと争った。

(2) 第1審(東京地裁)<sup>(1)</sup>は、本件事故の機序については、前記2(2)の認定をした上で、被告人Aの予見可能性の構造として、次のような構造を示した。すなわち、①結露水の水抜き作業が行われない場合の結果発生の予見可能性(以下、「本件爆発の機序についての予見可能性」と)、②職掌上の説明責任者である施工部門の担当者から上記水抜き作業の必要性等の情報をユニマット側に説明せず、そのため水抜き作業が行われなかったことについての予見可能性(以下、「情報不伝達についての予見可能性」)の両面から考察し、この両者が肯定されれば、被告人Aには、上記情報が大成建設側からユニマット側に伝達されず、そのため水抜き作業が行われないことにより、本件各配管の閉塞等から本件結果の発生に至ることの予見可能性があったという構造である。そして、結論としていずれについても予見可能性を肯定した。その上で、被告人Aには、水抜きバル

---

(1) 東京地判平成25年5月9日 LEX/DB 文献番号25504313。

ブを「常開」から「常閉」に変更する指示を下請けの施工担当者に与えたことに伴い、大成建設の施工部門の担当者に対し、「直接上記指示変更の事実を伝えるとともに、水抜きバルブが『常閉』の場合における水抜き作業の意義・必要性等の情報を伝達して上記施工部門の担当者を通じてその旨ユニマット側に説明するか、あるいは、自ら直接ユニマット側にその旨説明するかして、上記水抜き作業の意義・必要性等をユニマットに確実に説明すべき業務上の注意義務」があったとして注意義務違反を認め、さらにかかる義務違反と本件被害者らの死傷結果との間の因果関係を認め、被告人の過失責任を肯定した（禁錮3年，執行猶予5年）。

これに対して、第1審相被告人Bについては、検察官主張の情報収集義務を前提とする保守管理の実施義務違反、メタンガス検知器の設置義務違反のいずれも認められないとして、無罪とした（同人については無罪確定）。

（3）被告人Aのみが控訴し、控訴趣意では、①本件爆発の機序に関する事実誤認、②本件爆発の機序についての予見可能性に関する事実誤認または法令解釈の誤り、③情報不伝達についての予見可能性に関する事実誤認、④量刑不当の主張がなされた。

## 【判旨】

東京高裁は、前記①ないし④について、原判決の認定、判断に誤りはないとし、以下のように判示して、控訴を棄却した（現在上告審係属中）。なお、判旨中の番号は、筆者が付したものである。

「原判決は補足説明の項の第8の5で、被告人には、本件爆発の機序及び情報不伝達のいずれについても予見可能性が肯定され、本件結果発生の子見可能性があったと認められる上、被告人は叙上のとおり、（i）（中略）に対し、結露水を排出するために本件各配管に設ける各水抜きバルブを常時開から常時閉とする旨の設計上の変更を了承したことにより、自ら

水抜き作業という重要な意義を有する新たな管理事項を生じさせ、(ii) 職掌上も、この指示変更及びそれに伴う水抜き作業の意義、必要性等を施工部門に直接伝達すべき立場にあり、(iii) これを的確かつ容易に行うことができたから、被告人は、施設の安全管理の必要上、前記指示変更に伴い、大成建設の施工部門の担当者に対し直接その事実を伝えるとともに、これら施工部門の担当者を通じ、あるいは自ら直接、常時閉の場合の水抜き作業の意義、必要性等の情報をユニマットの担当者に伝え確実に説明すべき業務上の注意義務があったというべきである。そうであるのに、これを怠り、その結果、前記第2のとおり の機序により本件爆発が発生した旨説示している。

これまで検討してきたところから、この判断が正当であることは明らかであり、その他所論が色々指摘する点を検討しても、これを左右する事情を見出すことはできない。

以上の次第で、被告人に本件業務上過失致死傷罪が成立することは明らかである。」

## 【研究】

### I 本判決の意義および問題の所在

1 製造物の設計段階で十分に安全性に配慮しなかったことにより、安全性の欠ける製造物を作り出され、死傷事故が生じた場合には、「設計(構造)上の欠陥」があるといえる。また、製造工程での粗悪な材料等の混入、製品の組み立ての誤りなどが原因で人の死傷結果が発生した場合は、「製造上の欠陥」があるといえる。このように、「設計段階」あるいは「製造段階」の欠陥があり、この各段階、あるいは遅くとも製造物の引き渡し段階までに、欠陥形成に関与した者について、結果の予見可能性が肯定できる場合には、刑事過失上は、安全性に欠ける製造物の設計や製造、あるいは危険な製造物の引き渡し自体を作為的過失として構成し得る<sup>(2)</sup>。し

かし、設備設計や製造工程に問題がないのであれば、「物理的な瑕疵・欠陥」の形成・関与を理由として、設計者などの刑事過失責任を追及することは困難である。本件施設のような構造物の場合、可能な方法は、構造物に関する使用・運用上の注意事項を運用者等に適切に説明しなかったことにより、不適切な使用をさせたという不作為的な過失責任を追及することである。いくなれば、「指示・警告上の欠陥」<sup>(3)</sup>を理由とする過失責任である。

被告人Aは、本件各配管の構造につき逆鳥居型に変更された際、本件各配管に水抜きバルブを「常時開」として設置するよう設計しているが、その後、関係者の提案に従い、「常時閉」に設計変更している。しかし、本件設備は、この設計であっても、ガスセパレーターや温泉槽で分離されたガスが本件各配管を通して放出される構造になっていたため、ガスが通る本件各配管内の結露水が定期的に排出されるよう適切に運用されていれば、設備自体に問題があるわけではない。実際、第1審は、設備自体に瑕疵があるとまでは述べていない。また、第2審は、「自ら水抜き作業とい

---

(2) 「設計上の欠陥」に基づく過失事例としては、サウナ風呂事件（最決昭和54年11月19日刑集33巻7号728頁）などが挙げられる。「製造上の欠陥」に基づく過失事例としては、森永ドライミルク事件（徳島地判昭和48年11月28日刑月5巻11号1473頁（差戻し後第1審））、カネミ油症事件（福岡高判昭和57年1月25日刑月14巻1・2号26頁、判タ469号134頁）などが挙げられる。

(3) 「指示・警告上の欠陥」は、製造物責任法（PL法）の領域で問題とされることがある。製造物責任法上の「欠陥」は、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい（製造物責任法2条2項）、その判断は、個々の製品や事案によって異なるが、たとえば、製品によっては、表示や取扱説明書中に、設計や製造によって完全に除去できないような危険について、それによる事故を回避するための指示や警告が適切に示されているかどうかも考慮されることがある（経済企画庁消費者行政第一課編『逐条解説 製造物責任法』（1994年）65～66頁）。なお、製造物責任法上の「製造物」は、「製造又は加工された動産」であり（同法2条1項）、もとより本件施設のような不動産を対象とするものではないが、同法に関する「欠陥」判断は、刑事過失の事案類型的考察をする上で一定の指針にはなる。



う重要な意義を有する新たな管理事項を生じさせ(た)」と評しながらも、被告人Aが、水抜きバルブを「常時閉」と設計したことについて、「結果的には……誤りではない。」としているので、第1審と同様、本件各配管の基本構造自体に瑕疵があるとまではしていないと思われる<sup>(4)</sup>。

本件第1審および第2審判決が被告人Aの注意義務(基準行為)として認定したのは、「本件各配管内にたまる結露水の水抜きが必要であることを確実に説明すること」であり、これを怠る場合には、いわば、「指示・警告上の欠陥」があり、それに基づく死傷結果について刑事過失が肯定され得ることを認めたと評価し得る。

もっとも、過失犯の構造的には、従前の実務で用いられている理論的な枠組みに大きな変更はない。すなわち、事故の機序を特定した上で、かかる機序回避のための一定の結果回避措置を措定する前提として、当該措置を動機づけるだけの予見可能性があるのかという判断枠組みであるので、この枠組みに沿った検討が必要である。

2 そこで、第1に、特定された機序と予見可能性の対象との関係について言及する(Ⅱ)。機序の確定は、最終的には事実認定の問題に帰するが、この確定と予見可能性の対象とは連動する側面があるので、確定された機序との関係で設定されている予見可能性の対象の適否を検討する必要

---

(4) 第2審判決理由・第3・2「本件爆発の機序に関する予見可能性について」(1)。もっとも、被告人の設計した換気設備はガス爆発の予防策としては十全のものではなかったとされている(同(4))。なお、被告人Aおよび第1審相被告人Bとは別に、大成建設およびその関連会社の従業員2名(機械室内の給気設備の施工責任者であった者(被疑者甲)、および温泉井戸ガス抜き配管を排気ファンに直接接続する工事の設計・施工の責任者であった者(被疑者乙))の業務上過失致死傷被疑事件につき、東京地検が不起訴処分としたのに対し、本件事故の被害者の遺族らが、東京第二検察審査会に審査申立てをしていた。この審査申立ては、本件施設の「構造上の瑕疵」を根拠として刑事責任を追及しようとしたものであったが、平成26年10月22日付け議決通知書において、上記被疑者兩名につき、「不起訴処分相当」との判断が示されている。

がある。第2に、措置された結果回避義務の内容とそれを基礎づけている事情について検討する(Ⅲ)。予見可能性が肯定できるとして、設定される結果回避義務は、行為者の置かれた具体的状況において過大となつてはならないので、被告人の置かれた状況や地位・職責等をもとに、結果回避義務を基礎づけている事情を検討し、結果回避義務の内容、過失実行行為性等を判断する必要がある。

## Ⅱ 本件事故の機序と予見可能性の対象について

### 1 本件事故における爆発の具体的機序

本件事故の爆発の大まかな機序については、【事実の概要】の2(2)のとおり、[1]から[4]の機序と認定されている。引火のきっかけは、温泉制御盤の火花とされているが<sup>(5)</sup>、ガス滞留の原因については、3つの経路<sup>(6)</sup>が検討され、最終的には前記[1]、[2]を辿る経路が認定されている。[1]のうち温泉槽配管の閉塞あるいは通気の著しい阻害があったとの認定について被告人Aは争っていたが、この認定は、各種実験結果などに依拠してなされているので、その当否には立ち入らない。この[1]、[2]の機序においては、本件各配管内に滞留していた結露水の存在が決定的であり、水抜きバルブを開いてこれを適切に排出していれば、

---

(5) 本件施設では、温泉槽内の温泉水の増減に応じ、B棟地下機械室内にある温泉制御盤内のマグネットスイッチが作動し、温泉水の汲上げ、停止を自動的に行う仕組みになっていたが、同スイッチは切れる際に温泉制御盤内で火花を発していた。そして、B棟地下機械室内に滞留したメタンガスの濃度が温泉制御盤内で爆発下限濃度に達した時に、マグネットスイッチが自動的に切れて火花を発し、これがメタンガスに引火して本件爆発が生じたとされている(第1審判決の「被告人Aに関する事実認定の補足説明及び被告人Bの無罪の理由」(以下、「第1審判決補足説明」)第2・7「マグネットスイッチからの引火・爆発」)。

(6) 否定された他の2つの経路は、①温泉井戸内の温泉ガスが、温泉井戸ガス抜き配管または排水ドレンから流出する経路、②温泉槽内にある温泉水自体から分離・発生する温泉ガスが、オーバーフロー配管の開放口から流出する経路である。

大量のガスの逆流を阻止できた。

もっとも、[3]として、B棟排気ファンが止まっていたという事情が介在している<sup>(7)</sup>。仮に、B棟排気ファンが正常に稼働していたとしたら、B棟地下機械室内に滞留するメタンガスが温泉制御盤内で爆発下限界濃度に達することはなく、本件爆発と同様の態様での爆発は起きなかったものと推察される。そこで、第1審は、「客観的には、同排気ファンが停止したことは、本件爆発の必要条件であった」とし「B棟排気ファンの停止は、本件爆発という結果に至る因果経過の基本的部分をなすもの」としている<sup>(8)</sup>。B棟排気ファンの設計は、被告人Aに係るものであるが、実際の管理は本件施設の管理を担うユニマットが行うべきものであり、ファンの停止自体の責任を被告人Aに帰することはできない。そこで、[3]のような機序の介在が予見可能性の対象との関係で如何なる意味をもってくるかが問題となろう。

## 2 本件における被告人Aの予見可能性の対象について

(1) 本件第1審および第2審は、①「本件爆発の機序についての予見可能性」と②「情報不伝達についての予見可能性」を要求しているが、この予見可能性の構造は正当といえるであろうか。

何を予見可能性の対象とするのかは、事件ごとに異なる。北大電気メス事件控訴審判決<sup>(9)</sup>では、現に発生した因果経過の詳細まで予見可能であ

---

(7) B棟排気ファンは、本件爆発の前日である平成19年6月18日午後2時頃、設備作業員が点検のためB棟地下機械室内に立ち入った時点では稼働していたとされているが、ホールの不具合を原因として、本件爆発前に停止していたと認定されている(第1審判決補足説明・第2・6「本件爆発前に生じたB棟排気ファンの停止」)。

(8) 第1審判決補足説明・第8・2「本件爆発の機序についての予見可能性(①)」(2)イ。

(9) 札幌高判昭和51年3月18日高刑集29巻1号78頁、判時820号36頁。

る必要はないが、「特定の構成要件の結果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分の予見」は必要であるとしている。しかし、最高裁判例では明示的にこのような基準は用いられていない。その一般的傾向としては、因果経過は一応予見の対象とされているものの、ある程度抽象化されたもので足りると評価されている<sup>(10)</sup>。たとえば、近畿鉄道東大阪線の生駒トンネル内で工事不良に基づいて火災が発生し、乗客らが死傷した事故に関し、予見可能性の有無が問題となった生駒トンネル火災事件最高裁決定<sup>(11)</sup>が挙げられる。この事案で火災に至った機序は、「誘起電流を接地するための接地銅板の接続懈怠により誘起電流が大地に流されず接続機本体の半導電層部に流れて炭化導電路を形成し、その結果火災発生に至る」というものであり、行為者は、炭化導電路の形成という現象を具体的に予見できなかったと認定されている。しかし、最高裁は、そのような経過を具体的に予見できなかったとしても、「右誘起電流が大地に流されずに本来流れるべきでない部分に長時間にわたり流れ続けることによって火災の発生に至る可能性があること」を予見できればよいとし、予見可能性の対象を、現実の因果経過を包含するより抽象的なもので足りるとしている。

また、兵庫県明石市に所在する大蔵海岸の人工砂浜において、児童が東側突堤沿いの砂浜の北寄りの場所で生じた空洞を踏み抜いて生き埋めになって死亡した事故（大蔵海岸人工砂浜陥没事件）に関して、事故の原因となった陥没発生の具体的な機序は、「防砂板損傷箇所からかぎ形突堤内側に海水が浸入し、これが海に戻る際に砂が海に流出するが、アーチ作用（水分を含んだ砂の粒子同士が引き合う力によってその上部が崩れにくく

---

(10) 朝山芳史「最判解」『最高裁判所判例解説刑事編平成12年度』（2003年、法曹会）303頁。なお、判例における予見可能性の対象に関する最近の分析として、船橋亜希子「過失犯における予見可能性の対象について（上）、（下・完）—判例を中心として—」法学研究論集41号（2014年）35頁、43号（2015年）1頁がある。

(11) 最決平成12年12月20日刑集54巻9号1095頁。

なる作用)が働いて、砂が吸い出された部分の上部がアーチ状に保たれ、その一方で砂層内に空洞が次第に形成され、アーチ状の部分が上部の重みに耐えられなくなると崩壊し、砂浜表面に陥没が生じる」というものであった。当時の土木建築学においては、砂浜表面に異常がないにも拘らず、大規模な空洞が形成されるというメカニズムは認識されていなかったが、第1次上告審である最高裁は、「本件事故現場を含む東側突堤沿いの砂浜において、防砂板の破損による砂の吸い出しにより陥没」することを予見の対象とし、原審までの事実関係によれば、そのような陥没の発生する可能性があることを予見することはできたとしている<sup>(12)</sup>。

(2) 本事案の場合は、前述のように、[1]、[2]の機序を経てガスがB棟地下機械室内に漏出、滞留しているが、その原因として結露水の滞留が決定的である。そうすると、まず、第1審および第2審判決が想定したように、前記①の本件爆発の機序が予見の対象になってくる。そして結露水の各配管内の滞留については、ガスを温泉水から分離する際、結露水が生じるのは常識であること、本件各配管が逆鳥居型の構造を有しており、結露水が溜まり易い構造であること、結露水が溜まり続ければ本件各配管が閉塞することは自然の流れであることなどからすると、前記[1]、[2]の機序を辿り、ガスが滞留することを想定することは、比較的容易である。この機序は、生駒トンネル事件や大蔵海岸事件に比較しても、さほど複雑なものではない。

しかし、結露水滞留によるガス逆流は、あくまで、「現実の管理において水抜きバルブを開けて水抜きがされない」という条件下で想定されるも

---

(12) 最決平成21年12月7日刑集63巻11号2641頁(同事件の評釈として、稲垣「判批」専修法学論集112号(2011年)149頁等)。なお、第2次上告審決定として、最決平成26年7月22日刑集68巻6号775頁(国交省職員1名について)、最決平成26年7月22日最高裁判所裁判集刑事314号163頁(国交省職員1名、明石市職員2名の計3名について)がある(第2次上告審決定の評釈として、稲垣「判批」専修法学論集124号(2015年)191頁等参照)。

のであり、これが具体的に予見できなければ、ガス爆発の機序を予見できたといっても、それは抽象的一般的な機序を想定できたという程度のものである。逆鳥居型の本件各配管内のガスを適切に放出するためには、水抜きバルブを開けて滞留する結露水の排出作業をする必要があるが、実際に作業するのは、施設を管理・運営するユニマットであって、被告人Aではない。そうすると、具体的にガス逆流を予見するためには、本件施設の実際の管理上も「水抜きがされない」という蓋然性がなければ、具体的なガス逆流を予見するのは困難といえる。仮に、実際の管理状況を考慮することなく、刑法上の予見可能性を肯定するのであれば、それは、危惧感説に依拠したとして批判の対象となると思われる。

そこで、第1審および第2審が指摘する、前記②の「情報不伝達の予見可能性」が重要になってくる。ここにおいて、水抜きバルブによる結露水排出の重要性が考慮されており、本件施設の適切な保守管理上、適切な排出がなされないことの予見が条件とされているのである。被告人Aは水抜きバルブの存在を記した「Aメモ」を大成建設の施工部門担当者に渡し、大成建設の下請会社責任者にも水抜きの必要性を口頭で説明したなどと主張していたが、結局、ユニマットには水抜きの必要性は伝達されなかった。第1審および第2審は、「Aメモ」には、水抜きバルブについて「常開」とのみ記載され、これを閉じた場合の危険性が明示されていなかったことなどを理由として、結露水の水抜き作業の意義、必要性に関する情報がユニマットに伝達されず、そのために同作業が行われないことの予見可能性もあったとしている。②の予見可能性の認定は、最終的には事実認定の問題なので、これ以上立ち入らないが、本件の予見可能性判断の枠組みとして、前記①のみならず、②をも要求した第1審および第2審の「予見可能性の構造」は、正当と考える。

(3)ところで、前記1で指摘したように、本件爆発に至るまでに、[3]被告人Aが設計したB棟排気ファン停止という事情が介在している

が、第1審は、この事情は「結果に至る因果経過の基本的部分」をなし、被告人Aの予見可能性の対象になるとしている。ファンが正常に稼動していた場合は、仮にB棟地下機械室内にガスが滞留していたとしても、爆発下限界濃度に達しないので、ファン停止という事情が予見できないとすると、ガス爆発の予見可能性を打ち消す方向の事情として機能し得る。実際、被告人A側は、メタンガスがB棟地下機械室内に漏出しないよう、また、万一漏出しても同室内に滞留して引火・爆発しないように、B棟排気ファンおよび同排気ファンが停止した場合の警報装置を設置する設計をしていた旨を主張した上で、排気ファンの具体的停止原因や、本件施設の従業員による警報装置への不適切な対応に加えて、それらが重疊的かつ同時に機能しなくなることまで予見可能性が必要であり、被告人Aにはその予見可能性がなかった旨を主張している<sup>(13)</sup>。学説には、責任非難の基礎として現実の因果経過の予見が必要との見解<sup>(14)</sup>があり、このような見解に依拠する場合には、上記弁護人の主張のように、因果経過全般に関する具体的な予見を必要とする余地はあろう。

しかし、第1審は、「ガスセパレーターで分離されたメタンガスのほぼ全量がオーバーフロー配管の開放口から漏出し続けるということは、あってはならない事態」であり、この事態こそが、「本件爆発を発生させた危険の決定的な要素」であるとして、この事態の発生について予見可能性がある以上、「その危険を現実化させる引き金ともいべきB棟排気ファンの停止、さらには、それに付随する本件警報盤による同排気ファンの停止の把握の遅れ等については、本件事案の下では、『電気設備であれば故障

(13) 第1審判決補足説明・第8・2「本件爆発の機序についての予見可能性(①)(2)ウ。

(14) 大塚裕史「『因果経過』の予見可能性」板倉宏博士古稀祝賀論文編集委員会編『現代社会型犯罪の諸問題』(2004年、勁草書房)177頁、甲斐克則「判批」判例セレクト2001〔法教258号別冊付録〕(2002年)27頁、北川佳世子「判批」平成12年度重要判例解説(2001年)145頁など。

もあり得る』『警報装置への人的な対応には、不備、遅れが生ずることもあり得る』といった程度の抽象的な予見可能性があれば足りる」と判示している。そしてその根拠としては、「この程度の予見可能性があれば、本件各ガス抜き配管の閉塞等によるメタンガス漏出を回避する措置を講じることを期待するのに十分な動機付けになり得る」としている<sup>(15)</sup>。第2審も第1審の判断は正当なものとして是認している。

この論理は、機序を構成する諸要素の予見可能性レベルの位置付けについては、平等ではなく序列があり、その中核部分の予見が具体的に可能であれば、その余の機序の予見は抽象的な程度で足りるとするものである。前記見解に依拠して、機序内の要素に序列は付けられないと考えるなら別として、因果経過のすべてに亘り予見可能である必要はないという見解に依拠するのであれば、首肯できる論理である。私見も、予見可能性の対象を考える場合、結果回避措置と切り離された「因果関係の基本的部分」の特定それ自体には独自の意義はなく、指定された結果回避措置との関連で、かかる措置を動機づけ得る事情が存在するか否かに着目することが重要だと解しているので<sup>(16)</sup>、上記論理は正当と考える。

### Ⅲ 結果回避義務の内容および結果回避義務を基礎づける事情について

#### 1 情報伝達と被告人の職掌・地位

(1) ガス爆発のもととなったガスの滞留が、本件各配管に結露水が滞留して閉塞したことなく、別の原因による場合には、結露水を排出するか否かは法益侵害の結果とは無縁のものとなり、結露水の排出を基軸とした注意義務の設定も意味をなさない。たとえば、第1審が否定した経路によりガスが滞留したのであれば、ガス爆発の決定的要因は、「排気ファ

---

(15) 第1審判決補足説明・第8・2「本件爆発の機序についての予見可能性(①)(2)ウ。

(16) 稲垣・前掲注(12)専修法学論集112号161頁。



ンの故障」などになる可能性もある。この場合、予見可能性の対象も推移し得るし、責任主体も、排気ファンの設計者ではなく、現実に施設を管理していた管理責任者の不作為的過失がクローズアップされることにもなる。しかし、本件事故の機序が、前記〔1〕ないし〔4〕と認定されている以上、決定的なのは、結露水排出を確実にする措置である。そうすると、被告人Aの結果回避義務（基準行為）として、水抜き必要性等をユニマットに確実に伝達することとした第1審および第2審の認定は、正当である。

このように、過失犯の注意義務は、法益侵害の機序との関連を無視し得えないものであり、結果回避との関係で事後的に見ても合理的な内容が設定されるが、「後付け」だと批判されないためには、行為当時の具体的状況に基づいて設定し得るものでなければならない。そうでなければ、行為者に不能を強いることになるからである。そこで、第2審が本件基準行為を基礎づける事情として挙げている、【判旨】(i)ないし(iii)を分析する必要があろう。

(2) まず(i)の水抜き作業という重要な意義を有する新たな管理事項を被告人Aが生じさせたことは、一定の管理方法に沿わない限り、本件施設の危険性が増大する原因でもあるので、ある種の「原因設定行為」ともいえる。不作為的過失犯の場合、法益侵害の原因となる起因を行為者自身が設定していることは必ずしも要しないが<sup>(17)</sup>、事案類型的な分析をすると、起因設定に関わった者に対する基準行為の設定は、比較的容易に認められる傾向がある。もっとも、本事案では、管理事項を守っていれば、本件施設が直ちに危険性を帯びるわけではないので、(i)の事実があるだけでは、結果回避措置の義務づけとしては不十分である。

そこで、(ii)が重要になるが、これは、被告人Aの大成建設内の職掌

(17) 稲垣「刑事過失責任と不作為犯論—とりわけ刑法上の製造物過失事例に関連して—」専修大学法学研究科紀要『刑事法の諸問題IX』（2015年）18頁。

や地位に着目したものである。偶然、重要な情報に接したとしても、それだけで刑法上の結果回避義務は基礎づけられないが、重要情報と行為者の地位や権限などと結びついた場合は別である。一定の情報と行為者の地位・権限との結びつきが考慮されたと思われるものとしては、「薬害エイズ厚生省ルート事件最高裁決定」<sup>(18)</sup>が挙げられる<sup>(19)</sup>。本事案においても被告人Aが水抜きの一必要性に係る情報の起点であることを前提に、その重要情報と被告人の職掌や地位と結びついたことが重視されているといえよう。そして、被告人A自身の負担としても、水抜きの一必要性を伝達するに過ぎないので、過大な負担ではなく、また(iii)にあるように、容易に行えるものである。このような事情からすると、少なくとも、施工部門担当者に水抜きの一必要性等を伝達することを被告人Aに義務づけることは可能と考える。

もっとも、大成建設の職掌上、施主に対して設備の取扱い・保守管理方法を説明する職責は、施工部門にあったとされていることからすると<sup>(20)</sup>、被告人A自らが「直接、常時閉の場合の水抜き作業の意義、一必要性等の情報をユニマットの担当者に伝え確実に説明すべき」義務まであったかについては、疑問の余地がある。

## 2 情報の価値について

(1) 設計者の指示・警告の懈怠が、過失責任を基礎づけるとするなら、伝達対象となる情報の価値が重要になる。問題とされている情報が、①「管理者への確実な伝達になされなければ、管理者において、およそ適切な保守管理を実施し得ないような専門性」を備えており、しかも特定人が

---

(18) 最決平成20年3月3日刑集62巻4号567頁。

(19) 稲垣『欠陥製品に関する刑事過失責任と不作為犯論』(2014年、専修大学出版局)186頁。

(20) 第1審判決補足説明・第8・3「情報不伝達についての予見可能性(②)」(2)。

その情報を独占している場合には、情報不伝達により結果発生 of 蓋然性は高まる。このような情報を適切に伝達せず、製造物等の適切な管理がなされなかった結果、死傷結果が生じた場合には、「指示・警告の懈怠」があるとして、情報保持者への責任追及をなし得るといえよう。たとえば、三菱自社工製トラックハブ脱落事件最高裁決定<sup>(21)</sup>は、同社製のハブの強度不足のおそれの強さや、予測される事故の重大性、多発性に加え、三菱自工が、同社製のハブ輪切り破損事故の「情報」を秘匿情報として取り扱い、事故関係の情報を一手に把握していたことなどを踏まえ、三菱自工でリコール等の改善措置に関する業務を担当する者に、リコール等の改善措置を執るように進言するなどの業務上の注意義務があるとしている。この場合、事故情報を秘匿情報として一手に把握していたことから、情報を管理していた品質保証部門の責任者の義務づけには重要な意味を持つてくる。

これに対し、②ある情報にそのような価値・専門性などなく、施工担当者や運営会社が容易に把握しうる内容であり、行為者以外の者にも共有されている場合には、その情報には過失犯の成立を基礎づける重要性はないといえよう。

(2) 本件では、被告人 A は、単独で本件施設の温泉一次処理施設を設計した上、当初「常開」としていた水抜きバルブを「常閉」に設計変更した当人であり、水抜きの必要性を伝達する「起点」となる者である。そして、本件施設の保守管理上、結露水排出が必要不可欠であることを考えると、水抜きの必要性に関する情報の価値はそれなりに高い。したがって、被告人 A に情報伝達義務があったことは否定できないであろう。第 1 審判決でも、水抜きバルブの「意義を的確に理解し得る立場にあったのは、証拠上、設計担当者である被告人 A をおいて他にはいなかったとうかがわれる」として、前記①の情報に近い評価をしている。

---

(21) 最決平成24年2月8日刑集66巻4号200頁。

もつとも、問題とされている情報の専門性や価値を高く評価し過ぎると、情報伝達の起点となった特定人の責任のみが強調される反面、設備管理の詳細を知っておくべき施工担当者や施設を現に管理する施設管理者などの「無知」や「怠惰」が覆い隠される可能性もある。本事案では、上記のように、被告人Aの立場が強調される反面、施工部門担当者などの水抜き必要性に関する認識可能性が、若干低く見積もられているように思われる。

第1審は、「設計部門の担当者が設計意図を施工部門の担当者に適切に伝えるなどし、取扱説明会等で施工部門が設備の保守管理につき安全上遺漏のないように的確な説明がされるように配慮していれば、特段の事情がない限り、施工部門の担当者を信頼し、設計部門の担当者が施工部門が行う説明内容を逐一確認するなどの万全の配慮を行うまでの必要はない」として、被告人A作成にかかる「Aスケッチ」に基づいて、施工部門の担当者が水抜き作業の意義、必要性等を理解し、その情報をユニマット側に的確に説明し得たかどうかを検討している<sup>(22)</sup>。その際、第1審判決は、大成建設の施工部門の担当者のみならず、その下請会社の施工担当者も「結露水が排出されるべきこと自体は理解していた」としながら、Aスケッチに水抜きバルブについて「常開」とのみ記載されていたことなどを指摘して、これらの者が「結露水の排出がメタンガス処理の安全管理上、極めて重要な事項であることを的確に理解していたとはいえない」と評価した。しかし、この評価においては、「仮に結露水により配管が閉塞した場合において、その先ガスがどうなるかまでは考えていなかった」旨の大成建設の施工部門担当者の供述をそのまま受け入れているかの側面もある。証拠の評価は、裁判所の自由心証上の問題であり、その当否について軽々に断ずることはできないが、信頼の原則の適否に影響する問題でもあるた

---

(22) 第1審判決補足説明・第8・3「情報不伝達についての予見可能性(②)」「(2)～(3)。

め、情報価値の評価については、慎重さが求められよう<sup>(23)</sup>。

さらに言えば、水抜き必要性を理解していた者が被告人Aだけではなく、大成建設の施工部門や大成建設の下請会社にもいたということは、被告人以外にも結果回避義務を負担すべき者がいた可能性を示している。前述のように、大成建設の職掌上、施主に対して設備の取扱い・保守管理方法を説明する職責は、施工部門にあったとされていることからしても、本事案において被告人A以外にも責任主体となり得る者がいなかったとは言いきれないであろう<sup>(24)</sup>。もっとも、誰を起訴するかについては、最終的には、検察官の訴追裁量の問題であるので<sup>(25)</sup>、別の責任主体が競合する可能性があったとしても、現に起訴されている被告人の結果回避義務を直ちに否定する関係に立つわけではないことに注意を要する<sup>(26)</sup>。

### 3 過失実行行為性および結果との因果関係について

第2審までの認定事実を前提にすれば、水抜き必要性等を確実に伝達することを基準行為として設定することは可能である。そして、この義務の懈怠により、前記[1]ないし[4]の機序を辿ってガス爆発に至って

(23) 実際、被告人Aは、Aスケッチに基づいて、結露水排出の必要性が施工担当者を通じてユニマットに伝達されることを信頼していたと主張しており（第1審判決補足説明・第8・3「情報不伝達についての予見可能性(②)」(1)参照)、情報価値の評価は、信頼の原則の適否にも影響するものである。

(24) 第1審判決補足説明・第8・3「情報不伝達についての予見可能性(②)」(4)イでは、施工部門担当者が水抜きバルブの存在を認識していなかったことや、施工部門担当者の事務引継ぎ上の問題があったことなどが指摘されており、大成建設内に、被告人A以外の責任主体がいた可能性が示唆されている。

(25) 被疑者に対する検察官の不起訴処分がある場合には、前掲注(4)で記したように、検察審査会への審査申立てにより、不起訴処分の当否を問うことになろう。

(26) 第1審判決補足説明・第8・3「情報不伝達についての予見可能性(②)」(4)ウにおいては、「施工部門側の事情の存在と、被告人Aが、水抜き必要性、水抜きバルブの意義等の情報を施工部門の担当者に伝えるべきこととは、異なる次元の問題である。」としている。

いるので、上記基準行為からの逸脱が、法益侵害の危険性に結びつき、結果発生に至っており、過失犯の実行行為性、および実行行為と結果との因果関係も肯定し得るであろう。

#### IV おわりに

第1審が認定した本件事故に至る機序を前提にすれば、本事案での予見可能性の対象は、本件各配管の水抜きをしないことによるガス逆流の可能性、情報不伝達の可能性となる。そして、本事案で措定され得る結果回避措置は、「水抜きの必要性に関する情報を確実に伝達すること」であるが、ガス逆流の可能性、情報不伝達の可能性について具体的に予見できれば、当該結果回避措置を動機づけることは十分可能である。そして、被告人の置かれた状況や地位・職掌等をもとにすれば、被告人は、水抜きの重要性を確実に伝達すべき起点となる人物であったので、上記結果回避措置を義務づけることも可能といえよう。伝達の対象となる情報の価値の評価は慎重になすべきではあるが、第2審までの事実関係をもとにすれば、被告人Aに情報不伝達（指示・警告上の欠陥）を理由とする過失犯の成立を認めたことはやむを得ないと考える。